

第 151 号議案から
第 152 号議案まで 令和元年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算

令和元年12月 福岡県議会定例会議案 その1
第 4 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
151	令和元年度福岡県一般会計補正予算（第3号）	1
152	令和元年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	15

一 般 会 計

第151号議案

令和元年度福岡県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度福岡県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,677,011千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,793,354,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

令和元年 12 月 2 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		239,029,406	309,378	239,338,784
	1 地 方 交 付 税	239,029,406	309,378	239,338,784
9 国 庫 支 出 金		209,395,902	167,734	209,563,636
	1 国 庫 負 担 金	105,740,847	166,188	105,907,035
	2 国 庫 補 助 金	97,673,838	66	97,673,904
	3 委 託 金	5,981,217	1,480	5,982,697
13 繰 越 金		1,074,475	1,040,699	2,115,174
	1 繰 越 金	1,074,475	1,040,699	2,115,174
15 県 債		235,704,485	159,200	235,863,685
	1 県 債	235,704,485	159,200	235,863,685
歳 入 合 計		1,791,677,283	1,677,011	1,793,354,294

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,058,295	7,049	3,065,344
	1 議 会 費	3,058,295	7,049	3,065,344
2 総 務 費		62,330,928	44,001	62,374,929
	1 総 務 管 理 費	21,456,378	12,652	21,469,030
	2 企 画 費	13,454,539	7,847	13,462,386
	3 徴 税 費	15,585,339	16,668	15,602,007
	4 市 町 村 振 興 費	1,911,775	1,198	1,912,973
	5 選 挙 費	3,348,086	487	3,348,573
	6 防 災 費	4,982,574	1,837	4,984,411
	7 統 計 調 査 費	989,418	1,598	991,016
	8 人 事 委 員 会 費	251,757	798	252,555
	9 監 査 委 員 費	351,062	916	351,978
3 保 健 費		226,415,375	30,114	226,445,489

	1 保 健 企 画 費	7,369,275	22,396	7,391,671
	2 健 康 対 策 費	10,841,013	2,458	10,843,471
	3 生 活 衛 生 費	1,532,451	1,239	1,533,690
	4 医 薬 費	12,612,854	1,628	12,614,482
	5 医 療 介 護 費	183,593,946	1,594	183,595,540
	6 高 齢 者 支 援 費	10,465,836	799	10,466,635
4 環 境 費		3,420,204	3,972	3,424,176
	1 環 境 費	3,420,204	3,972	3,424,176
5 生 活 労 働 費		160,811,378	38,532	160,849,910
	1 県 民 生 活 費	5,806,316	7,206	5,813,522
	2 福 祉 企 画 費	5,048,235	4,340	5,052,575
	3 児 童 家 庭 費	56,407,479	8,027	56,415,506
	4 障 が い 者 福 祉 費	43,667,267	3,614	43,670,881
	5 生 活 保 護 費	33,475,234	7,920	33,483,154
	6 社 会 福 祉 費	10,308,361	434	10,308,795

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 労働企画費	1,510,114	2,434	1,512,548
	8 職業訓練費	4,026,832	4,017	4,030,849
	10 労働委員会費	233,953	540	234,493
6 農林水産業費		63,490,056	89,704	63,579,760
	1 農林水産業企画費	9,673,423	9,598	9,683,021
	2 農業費	11,398,755	15,709	11,414,464
	3 畜産業費	1,895,627	46,183	1,941,810
	4 農地費	18,164,920	7,209	18,172,129
	5 林業費	14,705,261	6,487	14,711,748
	6 水産業費	7,652,070	4,518	7,656,588
7 商工費		121,024,421	10,505	121,034,926
	1 商業費	114,379,860	2,978	114,382,838
	2 工鉦業費	5,948,555	7,024	5,955,579
	3 観光費	696,006	503	696,509

8	県土整備費	160,742,233	222,693	160,964,926
	1 県土整備企画費	4,230,962	16,621	4,247,583
	2 道路橋りょう費	65,625,085	190,538	65,815,623
	3 河川海岸費	57,339,441	8,866	57,348,307
	4 港湾費	3,051,179	586	3,051,765
	5 都市計画費	17,938,453	3,043	17,941,496
	6 住宅費	7,550,420	2,294	7,552,714
	8 水資源対策費	3,818,187	745	3,818,932
9	警察費	128,792,913	442,255	129,235,168
	1 警察管理費	125,617,679	442,255	126,059,934
10	教育費	310,053,967	788,186	310,842,153
	1 教育総務費	38,620,276	10,920	38,631,196
	2 小学校費	79,655,597	346,604	80,002,201
	3 中学校費	46,105,317	181,097	46,286,414
	4 高等学校費	63,145,988	177,551	63,323,539

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 特別支援学校費	19,600,455	65,698	19,666,153
	6 社会教育費	3,959,932	5,433	3,965,365
	7 保健体育費	2,879,123	883	2,880,006
歳	出	1,791,677,283	1,677,011	1,793,354,294

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
道 路 特 別 補 修 費	令和2年度	1,031,500千円
交 通 安 全 施 設 維 持 費	令和2年度	393,000千円
舗 装 道 補 修 費	令和2年度	60,000千円
交 通 安 全 対 策 費	令和2年度	420,000千円
河 川 総 合 流 域 防 災 事 業 費	令和2年度	262,500千円
河 川 改 修 費	令和2年度	1,011,200千円
通 常 砂 防 事 業 費	令和2年度	40,000千円
地 す べ り 対 策 事 業 費	令和2年度	60,000千円
砂 防 事 業 費	令和2年度	486,000千円
海 岸 災 害 防 除 対 策 事 業 費	令和2年度	66,200千円
海 岸 整 備 事 業 費	令和2年度	30,600千円
街 路 関 連 道 路 整 備 事 業 費	令和2年度	70,000千円

事 項	期 間	限 度 額
公 園 関 連 事 業 費	令和2年度	60,000千円
都 市 公 園 施 設 費	令和2年度	150,000千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
道 路 交 通 安 全 施 設 整 備 費	令和2年度から 令和3年度まで	240,000千円	令和2年度から 令和3年度まで	538,000千円
道 路 改 良 費	令和2年度から 令和3年度まで	4,530,000千円	令和2年度から 令和3年度まで	5,774,000千円
道 路 改 築 費	令和2年度	50,000千円	令和2年度	1,088,000千円
橋 り よ う 架 換 費	令和2年度	60,000千円	令和2年度	298,000千円
広 域 河 川 改 修 費	令和2年度	567,000千円	令和2年度	819,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	35,847,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	36,006,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
計	235,704,485			235,863,685				

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	4 農地費	担い手育成基盤整備事業費	115,276
		5 林業費	194,524
	5 林業費	県代行林道開設費	28,195
		ふるさと林道緊急整備事業費	117,105
		治山事業費	263,236
	6 水産業費	沿岸漁場整備開発事業費	199,432
		漁港修築事業費	83,649
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	舗装道補修費	40,120
		道路災害防除費	19,000
		道路交通安全施設整備費	56,000
		道路改良費	900,320
		橋りょう補修費	108,000
	3 河川海岸費	広域河川改修費	83,000

		有明高潮対策事業費	50,000
		河川災害関連事業費	393,521
		床上浸水対策特別緊急事業費	30,000
		河川災害復旧等関連緊急事業費	4,850,400
		河川総合流域防災事業費	353,576
		通常砂防事業費	65,700
		地すべり対策事業費	12,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	47,360
		砂防激甚災害対策特別緊急事業費	759,900
		砂防総合流域防災事業費	31,356
		海岸高潮対策事業費	30,000
	4 港湾費	港湾局部改良事業費	129,000
		港湾既存施設有効活用促進事業費	23,000
10 教育費	5 特別支援学校費	施設充実費	22,349
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	平成29年災害土木施設費	4,218,333

款	項	事業名	金額
		平成30年災害土木施設費	105,903
		令和元年災害土木施設費	1,054,047

特 別 会 計

第 152 号議案

令和元年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表繰越明許費」による。

令和元年 12 月 2 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 御笠川那珂川流域 下水道事業費	1 御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	74,400
2 多々良川流域 下水道事業費	1 多々良川流域 下水道事業費	多々良川流域下水道建設費	127,000